

## 感染症の発生により企業実習が実施されなかったこと の経緯書

受講者氏名	( 歳)	受講者番号	
住 所			
訓練科名 (訓練コース番号)			
企業実習先名	(施設名) (住 所) (連絡先)		
企業実習を実施しな かった経緯(感染症の 名称(*)も記入する こと)	(赤字:記載例) 感染症名: <b>感染性胃腸炎</b> 企業実習を実施しな かった経緯: <b>老人ホーム〇〇センターの 職員が感染性胃腸炎に感染したことにより、同センター内の 職員、入居者に感染が拡大しないよう企業実習を実施しない ことと判断したため。</b>		
上記感染症により企 業実習を実施しな かった期間	自 平成・令和 年 月 日	至 平成・令和 年 月 日	日間

\*学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第18条に規定する感染症に限ります。

詳しくは裏面を御確認ください。

上記の記載事実に誤りのないことを証明します。

〇〇公共職業安定所長 殿

令和 年 月 日

(訓練実施施設名)

(所 在 地)

(訓練実施施設の長)

(電話 (担当者名))

印

印

学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）第 18 条に規定する感染症一覧

- エボラ出血熱 ○クリミア・コンゴ出血熱 ○痘そう ○南米出血熱
- ペスト ○マールブルグ病 ○ラッサ熱 ○急性灰白髄炎 ○ジフテリア
- 重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 S A R S コロナウイルスであるものに限る。）
- 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであつてその血清亜型が H 五 N 一であるものに限る。以下、「鳥インフルエンザ（H 五 N 一）」という。）
- インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H 五 N 一）を除く。） ○百日咳
- 麻疹（はしか） ○流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
- 風しん（三日はしか） ○水痘（みずぼうそう） ○咽頭結膜熱（プール熱）
- 結核 ○髄膜炎菌性髄膜炎 ○コレラ ○細菌性赤痢
- 腸管出血性大腸菌感染症（O157） ○腸チフス ○パラチフス
- 流行性角結膜炎 ○急性出血性結膜炎その他の感染症（例 感染性胃腸炎（主な病原体：ロタウイルス、ノロウイルス等）、マイコプラズマ感染症、急性細気管支炎等）
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 7 項 から第 9 項 までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症